

松川町一時保育のご案内

松川町教育委員会
こども課保育園係

松川町では、子育て家庭の負担軽減と乳幼児の福祉の増進を目的として、保護者の疾病・冠婚葬祭・就労等の一時的な事情によって家庭で保育ができない場合に、一時保育事業を行います。

1. 対象児童

- ア 保育園に通園していない1歳以上の児童
 - イ 病気がなく、集団の保育が可能である児童
- ※町内に住所を有しない場合は、受け入れ態勢を勘案し対象とします

2. 実施保育園及び利用時間等

- ア 一時保育を実施する保育園及び時間

園名	電話番号	住所	利用可能時間	
名子中央保育園	36-4734	元大島3771	平日	午前8時30分から午後4時まで
	36-4591 (FAX)		土曜	午前8時30分から正午まで

- イ 利用可能日数は、原則として1か月12日（週3日程度）とします
- ウ 事業を実施しない日は、保育園の参観日・遠足・運動会・入園式・卒園式及び特別希望保育期間中とします

3. 利用方法

- ① 「一時保育申込書（様式第1号）」及び「アレルギー調査票」を役場こども課（6番窓口）へ提出ください
※申込みは年度ごと必要になります
- ② 名子中央保育園へ連絡し、利用日の予約を行ってください
定員には限りがあります。原則として、1週間前までにご予約ください。（緊急の場合はご相談ください）
※利用を取り消す場合、前日までに保育園へご連絡ください（緊急な場合を除く）
- ③ 一時保育当日は、自宅で検温及び健康観察を行ってください
※37.5度以上の発熱がある場合はお預かりできません
※児童の健康状態によっては、発熱以外の症状でも保育をお断りする場合があります
- ④ 登園時、「一時保育当日申込書（様式第2号）」を保育園へ提出ください
※緊急連絡先は、利用日に必ず連絡がとれる番号をご記入ください
- ⑤ 利用後は、保育園から返却される「当日申込書」を役場こども課へ提出ください。保育料の納付書をお渡します。役場会計室にてお支払いをお願いします（現金のみ）

問い合わせ先 松川町教育委員会
こども課保育園係 0265-36-7023
名子中央保育園 0265-36-4734

裏面もご確認ください

4. 保育料

4月1日現在の年齢		1日利用(午前8時半～午後4時)	左記以外 利用1時間当たり
3歳未満児	町内	3,200円	500円
	町外	4,000円	550円
3歳以上児	町内	2,000円	300円
	町外	2,500円	350円

ア 保育料以外に、給食費を徴収します(昼食 240円 / 午前おやつ 60円 / 午後おやつ 60円)

イ 町内在住者で以下に該当する方は、町から「保育の必要性の認定」を受けたうえで、保育料が上限の範囲内で無償化されます。詳細は役場こども課にてご案内しますので、お申し出ください

- ① 3歳未満児…住民税非課税世帯で、保育所等を利用されていない方(月上限額4.2万円)
- ② 3歳以上児…保育所等を利用されていない方(月上限額3.7万円)

5. その他

- ・持ち物すべてに、見えやすい字で記名をお願いします
- ・遊びやすい服装で登園させてください
- ・送迎は決められた時間をお願いします。利用時間を過ぎると別途料金がかかります
- ・病気の場合はお預かりできません
- ・薬はお預かりできません
- ・食物アレルギーのあるお子さんについては、事前にお申し出ください(お弁当を持参いただく場合があります)

6. 注意事項

ア 次の場合は、必ず事前にお知らせください ※お預かりできない場合があります

- 発熱・・・朝から37.5以上の熱があり元気がない、機嫌が悪く食欲がない
24時間以内に解熱剤を使用している
24時間以内に38度以上の熱が出た
- 下痢・・・24時間以内に2回以上、水のような便が出た
食事や水分を摂ると下痢をする
- 嘔吐・・・24時間以内に2回以上吐いた
食欲がなく、水分も欲しがらない
機嫌が悪くぐったりしている
- その他・・・受診したり、薬を飲んだりしている

イ 次の場合にはご連絡します。症状によっては、お迎えをお願いすることがあります

- ・37.5度以上の発熱
- ・下痢がひどい
- ・嘔吐
- ・咳がひどい
- ・頭痛
- ・腹痛
- ・怪我をした
- ・感染症の疑いがある
- など

ウ 名子中央保育園で感染症の流行などが確認された時は、お預かりできない場合があります